

平成30年度当初予算
部局別要求方針

都市建設部

部局別予算要求方針

1 30年度予算要求にあたっての基本的な考え方(予算編成方針を踏まえて)

＜部局方針＞

人口減少や少子高齢化が進展するなか、地域が活力を低下させることなく、自立し、また生活圏として今後も成立し続けるためには、住み続けたいまち・選ばれるまちとしての環境を整え、持続可能な都市を形成していく必要がある。

10年後そして次の世代における長浜市のあるべき姿を想定し、将来に向かって市民が安全・安心で快適な生活環境を維持できるよう、道路・橋梁・下水道・公園・住環境・公共交通などの社会資本の維持管理、整備、長寿命化を進めるとともに、若者や子育て世代の定住促進を図り、魅力あるまちづくりに取り組む。

特に平成30年度においては、長浜市総合計画に掲げる南長浜の地域創生の第一段階として田村駅周辺整備関連事業に着手するとともに、合併10年を経て積み残された課題の平準化(除雪、市道再編)、将来に向けての社会資本の整備(公園整備、橋梁長寿命化)、空き家対策等定住促進事業を進めるものである。

また、地方公営企業法の一部適用となる公共下水道事業については、独立採算制に基づく健全で能率的な経営に向けて、適切な管理と予算編成を行う。

2 予算要求の重点事項(新年度の取組目標、新規施策等)

(優先すべき事業とその必要性)

(1) 田村駅周辺整備関連事業 ← 重点プロジェクト「南長浜地域創生事業」

- ・田村駅改築事業
- ・田村駅前広場整備事業
- ・都市計画街路田村駅東口線整備事業
- ・田村地区土地区画整理事業

総合計画に掲げる、南長浜を本市の人口流出を止めるダム機能と、本市への流入を受け入れる機能を持った都市拠点とすべく、南長浜地域創生事業の第一段階として、「田村駅周辺整備基本計画」に基づき、南長浜の玄関となる田村駅を改築し、利便性が高く、賑わいと憩いの場となるよう駅前広場や街路・駐車場を整備するとともに、計画的な市街地形成を誘導するものである。

(2) 合併後の課題解決事業

- ・道路雪寒対策見直し事業
- ・市道再編事業

1市6町合併協定で「合併時は現行のとおりとし長浜市に引き継ぎ、合併後より適切な体制となるよう検討する」とされ、地域事情に応じた除雪を行ってきた

が、除雪に関する要望や苦情、議会質問は依然多いなか、将来を見越した抜本的な対策に向けた検討が十分されてこなかった。今般、効率的効果的で、地域除雪のあり方も含めた持続可能な除雪体制を構築するために、短期集中的に専門部署を設け、検討を進めるものである。

また、1市6町合併後、旧市町の行政界において、認定や等級の状況が整合していない、市道と農道、市道と林道といった重複している路線があるなど様々な課題が残るなか、市道の適正な維持管理を行っていくにあたり、効果や必要性を検証し、最大限の効果が発揮できるよう地域間を結ぶ幹線道路や地域の実情に応じた市道網にするため、統一した基準に基づき路線全体の見直しを行うものである。

(3) 公園再整備事業

- ・豊公園再整備事業
- ・中央公園移転事業

2024年の国体を見据え、豊公園を駅に近い総合公園として、長浜駅西口からのエントランス整備と園路整備を行う必要があり、その後段階的に再整備を進めるものである。

また、一部未供用のままである現在の中央公園を移転し、地域住民に親しまれる魅力ある近隣公園として再整備するものである。

(4) 空き家対策事業

- ・特定空き家等除去費助成事業
- ・空き家等活用流通促進事業

少子高齢や人口減少で空き家が増加し、地域課題となるなかで、長浜市空家等対策計画の推進を図り、空家特措法及び長浜市空家等に関する条例に基づく適正管理及び住宅建築改修等支援事業を進めるほか、危険な空き家の解消・除去を進めるとともに、住宅リノベーションを支援し、有効利用と移住定住促進を図るための助成制度等を創設するものである。

(5) 積み残された道路及び河川整備事業

- ・道路維持管理事業、河川改良事業
- ・法定外道路等改修補助事業

市民の安全かつ安心な生活環境を守るため、地域住民の生活に密着した道路及び河川整備事業を実施しているが、整備後の経年劣化や宅地化等の住環境が変化するなか、毎年自治会からの修繕や改修などの要望は多く、限られた予算のなかで順次解消に向けて取り組んでいるものの、年々積み残しが増えていく一方である。真に必要で、早期かつ集中的に解消していくために、例年以上の予算措置を求めるものである。特に、市内の中心市街地における浸水被害対策として、県で

長浜新川や第二大井川の河川整備事業が進められているが、これらの条件整備となる室町の水路整備や山階町の平田川の改修等については、早期完了に向けた整備が必要である。

また、増加する自治会管理の法定外公共物の修繕要望に対しては、補助制度を水路に続いて里道にも拡充し、自助共助による解決を進めるものとする。

3 事務事業の再構築（事務事業の検証・見直し、選択と集中の結果）

(1) 都市計画道路の見直し

都市計画道路見直し方針（平成28年3月策定）に基づき、計画の変更及び廃止に向けた具体的な手続を進める。

(2) 市営住宅等管理業務の見直し

市営住宅等の管理業務について、民間事業者への委託化に向けて、先進地の状況を調査しながら検討する。

(3) 公共下水道事業の見直し

平成30年度から地方公営企業法を一部適用することにより、地方公営企業として経営状況を「見える化」とするとともに、経営に特化した組織体制とし、計画的な経営基盤の強化と資産管理を行う。

(4) 農業集落排水事業の見直し

農集排施設における維持管理費の高騰による経営のひっ迫を回避するため、下水道ビジョンに基づき、流域下水道への接続や施設の統廃合を進めるとともに、緊急通報システムの運用等による施設の維持管理の効率化に向けた取組を継続して進める。

(5) 上下水道事業の事務の効率化

上下水道の一元化を目指した企業団システムの共同化による料金徴収事務の効率的な運用を図るため、長浜水道企業団への地方自治法に基づく事務委託を継続して行う。

(6) 建設工事における技術品質の維持向上

建設工事の技術品質の向上のため、基準やシステム等の維持向上や建設副産物の適正処理を図る。

(7) 道路施設における維持管理事業の推進

道路施設の維持管理については、整備後かなりの年数が経過しているものが多く、将来的には改修や修繕など膨大な費用が必要になることが想定される。橋梁点検や道路施設パトロールを実施し、予防保全型の修繕に転換し、修繕コストの縮減が図れるよう取り組んでいるが、現状のままではその効果が発揮できないことから、長期的な視点からより一層の維持管理事業の推進を図る。